

内職を始める方のために



江東 **し** **ご** **と** サポートセンター

内職を始める時には

1. 自分がどれくらいの時間を仕事にあてられるか。
2. 家族の理解が得られるか。
3. 責任を持って仕事に取り組めるか。
 - 面接時間に遅れずに行きましょう。
 - 預かった材料、道具は大切に扱きましょう。
 - 仕事は丁寧に根気よく取り組みましょう。
 - 納期は必ず守りましょう。

これらのことについてよく考え、仕事の内容、条件から自分のできる仕事を選びましょう。

* 「誰にでも簡単にできて工賃の高い内職」というものはありません。

* 責任は個人経営者と同じです。

* あっせん後の問題は、事業所と内職をされる方との当事者間で解決してください。

◎工賃は、全額現金で1ヶ月以内に受け取りましょう。

工賃は、出来上がった製品を納めてから、1ヶ月以内に全額現金で支払われることになっています。内職者の同意があれば、銀行への振り込み等も可能ですが、製品や小切手での支払いはできないことになっています。

ただし、一定の日を工賃締切日に行っている場合には、その日から1ヶ月以内です。

◎工賃の不払いが生じたら

万一、工賃の遅延が生じたら、ご自身で事業所に連絡を取りその状況の確認をしてください。工賃の支払いに不安を感じたら、すぐ内職をストップして当所にも連絡をください。

また、不払いが生じた場合は、家内労働手帳等工賃額の確認できるもの、及び手元の製品は処分せずに保管し、労働基準監督署へ相談、申し立てをしてください。

※江東しごとサポートセンターでは、工賃の不払いが生じても

工賃を立て替えてお支払することはできません。

江東区を管轄する労働基準監督署

亀戸労働基準監督署

江東区亀戸2-19-1

カメラアプラザ 8F

03 (3637) 8130



江東 **し** **こ** **と** サポートセンター

江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ9階
03(5836)5160